

みやぎ文化芸術応援事業 応募者 各位

公益財団法人宮城県文化振興財団 事業課長

みやぎ文化芸術応援事業（「トモシビ・プロジェクト」）に係る動画作品の提出
と出演料相当の交付について

1 動画作品の提出

- (1) ファイル転送サービス（「ギガファイル便」）を利用してご送付いただくか、USBメモリを持参願います（郵送可）。

提出先のアドレス tomoshihi@miyagi-hall.jp

- (2) その他提出する電子データについては、別添3及び4を参照願います。

また、本事業の募集要項及び応募規約を再度お読みいただきご提出願います。

- ① 制作する動画は5分以上、15分以下の長さの作品で御提出願います。
- ② 提出する動画において、著作権の申請が必要であるものは各自で速やかに手続きを行ってください。
- ③ 提出された動画に販売を目的とする内容が含まれている場合やその他不適切な表現がある場合は訂正を依頼することがあります。

2 出演料相当交付金請求書

動画作品の提出後、別途事務局に書面で提出してください（郵送又は持参）。

（請求書の様式は財団HPからダウンロードしてご使用いただけます。）

<http://miyagi-hall.jp/foundation/>

- (1) 請求書の日付は未記入でお願いします。
- (2) 記入箇所は、住所・団体名・申請者名・振込先を記載し、捺印の上、郵送願います。
※ 振込口座の確認資料として、預金通帳の写し（支店名・口座番号・名義（ふりがな）の記載されたページ）を添付してください。
- (3) 確定申告のための支払調書は発行しませんので、各自請求書の写しを取り保管してください。

3 企画の変更（中止）

動画作品の制作が変更又は中止になった場合、変更（中止）承認申請が必要ですので担当まで御連絡ください。

- (1) グループ構成員の変更はできません。但し、病気等によりやむを得ない場合は速やかに事務局に相談願います。なお、報酬支給対象のメンバーの変更はできません。
- (2) 企画書に実施場所（撮影場所）として記載の公共の文化施設や民間のライブハウス、スタジオ等の予約ができなかった場合は、同種の会場を予約するとともに変更申請を行ってください。